

令和6年度 東京都児童相談所外部評価

足立児童相談所(相談部門)

評価講評作成シート

	令和7年 3月 12日
評 価 者	横浜あかり法律事務所 弁護士 野口容子
評 価 者	子どもの虹情報研修センター 専門相談室長 吉澤 賢治
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

※下記の1と2を中心に、評価項目評点とその根拠の概要の報告を行います。

1. 大項目（第Ⅰ部～Ⅶ部）毎の論点の整理
2. 評価項目毎の評価ランク（第Ⅰ部～Ⅶ部毎の一覧）
3. 総括（1.の内容を評価機関により編集）
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理
 - ・現状（※良い点含む）と取り組むべき課題について整理※それぞれが何をしなければならないかを明らかにするよう総括する

評価機関：株式会社 地域計画連合

評価シート

評価項目 および 判断基準		評点
第Ⅰ部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目 [No.1]	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
評価項目 [No.2]	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
評価項目 [No.3]	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目 [No.4]	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
評価項目 [No.5]	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
○情報管理に関する事項		
評価項目 [No.6]	情報の取り扱いが適切に行われているか	S
評価項目 [No.7]	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目 [No.8]	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A

第Ⅰ部 児童相談所の組織 講評

【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】

◆総評

・足立児童相談所の令和5年度の事業実績は、相談対応件数、一時保護件数ともに都児相の中で2番目に多い。また、令和5年10月に葛飾区児童相談所の開設に伴い管轄区域は足立区1区となったにもかかわらず、児童福祉司、児童心理司は欠員状態である。経験年数が2年以下の職員は児童福祉司が58%、児童心理司が28%を占めており(R6.4現在)、専門性の維持向上等、人材育成に大きな課題がある。

・足立児童相談所の特徴として、数値には表れ難い面として、所長、経営層と職員がともに相談や協議の意識が非常に高いことがあげられる。子どもや家庭のためのよい支援を行う目標が共有されていることが、良質なチームワークを支えていると言える。日頃のソーシャルワークが多くの視点で様々な意見交換によって展開されていることは、ブロック会議や援助方針会議の場面、職員ヒアリングからも伝わってきた。職員数が法定基準に満たない中、職員一人ひとりの強い信念と熱意によって足立児童相談所を支えていることは否めない。本来、職員の熱意やチームワークは体制の不備を補完するものではなく、職員定数確保等は児童相談所業務の最低限の前提となるものである。言うまでもないが、都としての責任を果たすべきことを改めて指摘しておきたい。

・各職員の業務負担は大きく、長期的に児童相談所組織を維持していくことは困難である。特に児童福祉司歴の浅い職員が多いことから、課長代理、足立児童相談所専属の専門課長を増やすなどの組織体制の更なる強化が求められる。職員が長期的にライフワークバランスを取りながらも児童相談所で勤務することを希望できる職場づくりを期待する。

・外部専門職の知見等を取り入れることは有益であるが、弁護士等の専門職は月に4回程度(1回あたり基本的に2時間、ただし必要に応じて適宜相談)の配置にとどまっている。特に弁護士に関しては、電話やメール等で必要に応じて相談ができるとされているが、法改正を受け「配置又はこれに準ずる措置」(法12条4項)に該当するか疑問である。また、精神科医師については、令和6年9月に療育手帳の判定にかかる外部委託により短期に予約可能となったことはよいが、よりの確な支援のためにも医師の確保は不可欠だろう。医師や弁護士等の専門職が常駐することにより、多角的視点からの助言が期待でき、強いては子どもの権利に資するものと言える。今後も職員体制の整備を進める必要がある。

・足立区との連携に関することでは、同区3人の職員が区の分室として児童相談所執務室内に児相職員と机を並べて職務にあたっていることは特筆すべき点である。単なる実習派遣や研修の相互乗入ではない、区職員の児相業務を担う効果については他児相へも発信してほしい。

・令和5年4月から現庁舎での執務となり、面接室等の数も多く、特に記録管理が一元化されており、工夫された構造になっている。個人ファイルを一括管理が可能な書庫や2階の一時保護所の執務室へダイレクトに訪問できることなど、随所に工夫が見られる。一方で、出入口やトイレが1か所しかないため、施設入所中の児童と保護者の面会時の独立性確保の観点から、改善を期待する。

・措置施設先は遠方であることも多く、その場で面談や会議内容の記録を児童記録票に入力できるよう、現在は一人1台PCが支給されているが、軽量のタブレットなど利用できる媒体を増やすことでより速やかな記録作成が可能になると思われることから、複数媒体の利用も検討していただきたい。また、音声文字変換ツールの導入により、電話等の対応についても単に記録作成のみならず、その場で他の職員が助言できるなど作業効率が上がると思われることから、積極的に早期に導入されると良い。

・一時保護されている児童については、援助方針会議のみならず日常的に一時保護所と連携をとることが児童の権利に資するといえる。足立児童相談所ケースの全児童について、連携が取れるような体制づくりを、東京都に期待する。

○参考 評点の補足

【国基準と比較した職員配置不足と組織体制】[No.1]

- ・首都圏の児童相談所では、児童福祉司、児童心理司の適正配置は喫緊の課題であるが現実的には厳しい状況が続いている。足立児童相談所の管轄区域は足立区1区となったものの職員数は圧倒的に不足している。他の都児童相談所と同様の指摘であるが、職員の適正配置は都として早急に取り組むべき課題であり、市区の児童相談所設置を踏まえてより積極的な対応は必須である。
- ・所長以下の経営層、職員同士のチームワークや意見交換が活発な風土があることが窺え、厳しい環境であるにもかかわらず、職員一丸となって日々の業務に当たっていることが感じられる組織風土は高く評価できる。特に援助方針会議の提出以前の協議、ブロック会議において、詳細な意見交換が行われていることは評価できる。所長と課長代理(福祉)が隣接した中で相談できる環境づくりもよい。
- ・職員ヒアリングでは、足立児童相談所のチームワークや相談しやすさなどを語る職員が多かったが、職員アンケートに見られる職員数の不足や業務多忙さのみでない課題や改善を指摘する少ない意見も把握したうえで、必要な対応について検討してほしい。
- ・足立区こども家庭相談課分室の設置の効果は実感されているとおり、高く評価できる。人事異動等によって連携が途絶えることのないよう組織的対応の定着を期待したい。

【支援経過及び段階を踏んだ組織決定】[No.2]

- ・日々の対応、支援は、各ブロックの課長代理、チーフを中心に行われており、組織としての援助方針はブロック会議による各職員らの助言等による精査及び検討を踏まえて援助方針会議で最終的な組織決定を行っている。
- ・昨年度にブロック制の再編を行ったことにより、ブロック内で相談・協議が迅速かつ的確に行えるようになった。各チーフの業務量自体は増加したと思われるが的確に対応している。
- ・援助方針会議はブロック会議の追認の場になりがちであるが、提出票に加えられた「子供・保護者の意向」に基づき意識的に確認、協議している点は評価できる。
- ・ただし、援助方針会議の前の段階で丁寧に協議されているが経験の浅い職員が多いため、日常的なOJTには引き続き注力してほしい。

【児童相談所業務の質の向上、効率化への取組】[No.4]

- ・現場職員の熱意や努力に支えられている実情から鑑みれば、テレワークやフレックスなどの働き方改革の推進、超過勤務や出張手当、タブレット、公用車などの業務遂行に関する環境等の整備は不可欠だろう。都としても環境整備を進める必要がある。

【専門性向上に向けた個人・組織の取組】[No.5]

- ・専門性を高める意欲のある職員が多い。個人として職場内研修に積極的に取り組んだり、心理の事例研修も行っている。今年度は有志を募って研修を自主的に開催するなど職場としても応えることは組織の風土が影響する。そのような取り組みを認め継続することを期待したい。

【児童記録票等の適切な管理と個人持出簿の作成】[No.7]

- ・個人ファイルを格納する書庫のシャッターにより一括管理できる仕組みとなっている。また、外部への個人情報の持ち出しの確認については職員毎の個人ファイル化によって管理を徹底するアイデアは目立たないが評価できる取り組みである。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9] 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
評価項目	[No.10] 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	S
評価項目	[No.11] 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12] 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

・「子供の権利ノート」をはじめ、子どもの特性に応じて動画の作成をするなど、子どもが状況を把握し意見表明をしやすいようにツールを利用して対応をしている点は評価できる。これらの説明ツールを、内容のみならず使い方を含めて、全国に向けて発信されることを期待したい。

・子どもの意見聴取や子どもの権利の説明を徹底する姿勢が見られる。経営層と職員が子どもの意向、意見を把握して子どもの権利や最善の利益を優先する考えの下で支援を行っていることがブロック会議、援助方針会議でのコメントの多さから確認できた。また、子どもの権利擁護のために保護者に対する支援の方法、具体的な問いかけ等について丁寧に協議を行っている。これらの点は評価できる。

・「子どもの権利擁護」、「子どもの最善の利益」といった児童相談所の使命の最前面に「子どもの意見表明」が置かれるようになったことを、経験の浅い職員も理解できるよう各会議の場での応答が継続することを期待したい。特に乳児についても意識した対応は評価できる。

・一般に、児童心理司は児童福祉司が担当する一部の子どもを担当して支援するという実情があるように聞くと、足立児童相談所では児童福祉司と児童心理司が協働して支援にあたっていることは、経験の浅い職員が多いことから引き続き進めてほしい。

○参考 評点の補足

【子どもの気持ちや意向確認】[No.9、No.10]

・援助方針会議及びその前段のブロック会議での検討時にも、担当者、他の職員、チーフが共に子どもの意向確認とその理解に関する応答が多く聞かれた。ただし、児童福祉司の経験2年以下の職員は58%を越え、38%の児童心理司と比較すると非常に多い。特に乳幼児に対する特性に応じた子どもの気持ちに関しては児童心理司の役割は大きいことから、日頃のOJTにおいてもより協働を進めてほしい。

【子どもへの説明や尊重した対応の子どもの評価】[No.11、No.12]

・在宅指導中児童へのアンケートでは「児童相談所職員の説明、質問や相談、プライバシー」などの評価は他児相と比較すると総じて低く評価されている。また、児童福祉施設入所中児童へのアンケートでは、施設入所の理由の説明、子どもの権利ノートの説明が高評価であることに比して、担当職員への「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」の肯定的な意見が概ね半減している点と、他児相と比較すると同程度からやや低めに評価されている点には留意されたい。職員の自己評価を改めて確認の上で今後の対応について検討が望まれる。

【子どもの権利に対する説明、支援等】[No.10]

・「子供の権利ノート」については都全体の対応になるが、今年度から説明用の動画を作成して活用していることはよい取り組みである。ただし、視覚的な補完が浸透していくと、本来必要な「当該の子どもの理解等に合致した直接の説明」をする行為が疎かにならないように引き続き対応してほしい。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理**○通告・相談対応**

評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A

○受理

評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A

○子どもの安全確認・安全確保

評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行えているか	A

○調査・アセスメント

評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	A
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A

○援助方針の策定

評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A

○在宅指導

評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
------	------------------------------------	---

○進行管理・援助方針等の見直し

評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A

○管轄する児童相談所の変更

評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
------	-----------------------------------	---

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評

【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定
/在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】

◆総評

・令和5年度の事業実績では、前述の相談対応件数や一時保護件数だけでなく虐待対応件数も都児相の中で2番目に多いことから、緊急案件も非常に多いと思われるが、都の手順に従って経営層と職員がチームワークよく相談・通告に対応している。

・援助方針の決定にあたっては、都児相全体に共通するように、事前協議、ブロック会議を経て組織的決定という段階により慎重に検討、協議が行われている。相談、通告に対する初動から調査、方針決定、支援へ児童相談所全体として協議が行われている。とりわけ、一時保護や未処理などの進行管理の徹底により、支援の停滞を回避する意識が組織として浸透している。所長席と課長代理(福祉)近い場所で相談できる場があることも速やかな対応協議に役立っている。

・担当職員とチーフ、課長代理らが日常的に丁寧に協議を重ね、チームを組んで迅速に支援を行っている点は評価できる。課長代理が少ない中、3ブロック化の変更など臨機応変に変更する柔軟さによって、新任職員の育成にも注力している。職員ヒアリングでは、先輩やチーフから、課長代理、所長まで、いつでも相談できる環境が整っていることで安心感につながっているという声が多数聞かれた。

・児童相談所によって組織編成は異なることは理解できるが、一時保護が予定される場合には一時保護時から地区担当が対応にあたっており、児童相談所の介入機能と支援機能の分離等の機能(児童虐待防止法11条第7項参照)が図られていない点は、再考の必要がある。

・足立区こども家庭相談課との支援の機能、役割分担は相互理解により適切に行われている。児童相談所からの送致が滞りなく実施されていること、区における社会的養護の子どもの把握、外泊時の児童相談所からの連絡など、いずれも児童相談所からの積極的な働きかけによって実現した子どもと保護者への的確な支援を展開するための取組である。こうした協働支援については高く評価できる。

・在宅ケースについても3か月に1回進行管理を徹底している点は児童相談所のあるべき姿であり、大変優れている。特に児童福祉司指導がかかっている在宅ケースにおいては、状況に応じて指導内容の見直しも検討できる意味でよい。全国に向けた発信が期待される。虐待事例の初期対応や家族再統合などの場面を乗り越えた先の在宅支援に場面が移ると、どうしても支援の頻度や関与が薄くなる傾向はどの児童相談所でも起こり得るが、引き続き足立区こども家庭相談課との緊密な連携による高い支援を期待したい。

○参考 評点の補足

【相談・通告の受付体制の確保】[No.13]

・通訳アプリの利用や通訳会社との契約などにより外国籍都民への対応を進めているが、必ずしも十分で対応できていない面もあり、障がい者（児）への対応も含め都としてサービス向上を進めてほしい。
・特定妊婦については、足立区こども家庭相談課が母子保健を担当していないために分室のメリットが生かされないことは課題である。

【「愛の手帳」判定事務の改善】[No.14]

・判定までに3か月待ちの状況があったが、令和5年9月から都で小児精神科医師の人材派遣を行ったことにより早期予約が可能となった点は評価できる。

【受理会議の適切な開催、組織的な検討・判断】[No.17]

・虐待通告に関しては、原則通告を受けた日に緊急受理会議を実施しており、速やかに組織的に対応している。

【一時保護の要否判断、組織的な進行管理】[No.20]

・援助方針会議では、所定様式を用いて組織的に進行管理を行っている。経過や子ども、保護者の意向の変化だけでなく、速やかな親子分離又は在宅かといった方針の協議が行われるとよい。
・一時保護件数は令和4年度実績で282件で都児相で2番目に多いことや、施設の受入不足もあって一時保護の長期化に至っていると考えられるが、行き先不足のみとも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも一時保護期間の改善に役立つと思う。
・進行管理60件中、保護者の不同意は3件（うち28条事例が2件）と少なかった。不同意の件数が少ないことは比較的高いソーシャルワークが行われているものと推察できる。

【援助方針の検討から決定に至る段階を経た組織的決定】[No.24]

・事前協議、ブロック会議から援助方針会議を経て方針決定を行うという段階的な意思決定が行われている。東京都の場合、実際にはブロック会議が方針協議の場であり、援助方針会議は承認の場とも言えるが、足立児童相談所ではブロック会議での検討時にも、担当者、他の職員、チームが共に子どもの意向確認とその理解を踏まえて方針検討している点は高く評価できる。
・援助方針会議提出票に「保護者及び児童の意向」欄を設けたことは、確認すべき点の視覚化になり、特に子どもの意見表明権の保障からも有意義である。

【足立区こども家庭相談課分室職員の援助方針会議への参加等】[NO.26]

・区と児童相談所の協定締結によって東京都足立児童相談所の職員として区の職員が業務にあたっている。このことにより児童相談所内で業務にあたることで児童相談所の機能だけでなく考え方も実感してもらえることにつながっている。様々な面において連携促進の効果的な影響は大きい。

【ケース移管による適切な支援の継続】[No.30]

・地域的に他自治体からの転入事例も多い。他自治体児相からのケース移管には、移管前の支援方針を引き継ぐとともに転居後の再アセスメントによって適切な支援を行っている。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整

評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A

○社会的養護時における援助

評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われている	S
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している	A

○児童自立生活援助等

評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評

・社会的養護で生活する子どもに対する足立児童相談所の特徴的な支援は、昨年度から乳児院（4回／年）と児童養護施設（2回／年）に措置中の全事例についてスクリーニングを行っていることである。定期的に、担当者だけでなく組織として児童記録票を再確認したうえで、子ども、家庭の意向、施設の状態を把握しながら家族再統合に向けた再アセスメントを行うことで、早期の家庭復帰が実現したり、新たな方針が策定できるなどの効果が表れている。この取組は高く評価できる。児童福祉司の多くは在宅事例より措置等事例を多く担当していることから労力の面からは負荷は高いが、児童相談所の使命である家族再統合の観点からは極めて重要である。好事例として他の都児相に発信することを期待したい。

・上記の取組など施設への定期的な訪問や電話など、丁寧に子どもの意向の把握に努め、最善の利益を追求しようとする姿が随所で垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っている点は評価できる。

・社会的養護については、いつでも子どもの個別事情に応じて選択できる余裕がない実情にあって、子どもの成長発達や意向、将来的な家族再統合や自立支援を慎重に最善策を検討している様子が窺える。首都圏を中心に、里親、施設、自立援助ホームなどの受け皿は圧倒的に不足しており、児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての早急な取り組みを進める必要があることは指摘しておく。

・措置先が足りないことにより、当該子どもに合った措置先の選定ができていない。特にきょうだいケースで措置先が異なるなど、親との分離のみならずきょうだい分離が生じており、子どもの権利に合わない状況となっている。東京都による措置先の増加を期待する。

・措置先がなかなか決まらないために、就学児に対する教育侵害への対応を、早急に求められる。東京都においては、保護所から通学できるよう支援する人材の確保など、担当児童福祉司が全て担うのではなく、全体的な制度の構築に期待する。

・加えて、措置先がないために一時保護の長期化とされるケースが散見される。特に高年齢児は医療的ケアも必要となるなど、複雑困難な事情を抱えている。自立援助ホームは都内に計22か所あっても利用できない場合も少なくないので、高年齢児の居場所についても東京都として整備することを期待する。

○参考 評点の補足

【区児童相談所の設置と施設・里親の十分な定員確保】[No.31][No.32]

・施設の空きがなく措置先の選定が行えないことや、児童心理治療施設も設置がなく、子どもに合った施設を選択する余裕がない実情がある。
 ・措置先の選定を適切に行うためには、施設の定員に余裕があることが必要である。区児童相談所の設置、都児童相談所の再編を見据えると、施設が人的余裕のある区児童相談所を選択する可能性もあり、都は十分な定員を確保していく方策は必須である。足立児童相談所では、一時保護が100日を超えている事例が20事例あったことから深刻な問題と言える。

【保護者交流における手続きの適切さ】[No.35]

・子どもと保護者の交流は、子どもの権利擁護の観点から、例外を除いて積極的に行う必要がある。「子ども自身の意見(意向)」に注目する姿勢で対応することが求められるが、児童福祉司と児童心理司の協働により適切に実施されている。前記のように全事例のスクリーニングの視点を持って、必ずしも再統合に至らなくても保護者等との交流のあり方を検討していることが窺える。

【施設に対する児童相談所の対応、解除、停止、変更等の手続きの適切さ】[No.36,37,38]

・施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね若干低い傾向にある。恐らく人員不足の影響による可能性があると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。

【措置解除後の必要な支援の実施】[No.37][No.38]

・家庭復帰事例に対しても組織的な進行管理を行い、アセスメントに基づいた支援を展開している。
 ・児童心理司が主導の親子グループ活動や、デイキャンプなど、児童相談所や家庭内と異なる環境下での子どもと保護者の行動も支援に役立てている取組もよい。
 ・コロナ禍で中断していた事業を再開しているほか、児童心理司の増員もあって課長代理を中心として所内勉強会も行われていることも評価できる。

【フォスタリング事業の開始と連携】[No.41]

・令和7年4月からフォスタリング事業が開始される。里親地域の特徴として、他の都児童相談所と同様の取組を行っても里親登録が伸びない実情があるが、事業開始と合わせて広報啓発についても都としても進めてほしい。

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価項目	[No.44] 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
------	---	---

○保護者に対する指導・支援

評価項目	[No.45] 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
------	-------------------------------------	---

評価項目	[No.46] 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか	A
------	--	---

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

・子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が協働して概ね適切に行われている。保護者への対応が困難な事案では、経験の浅い職員がチーフや課長代理、或いは所長にも日常的に助言を求めている。ブロック会議では保護者対応について丁寧な意見交換が行われていた。こうしたOJTが職員としてのスキル向上に寄与していると思われる。

・また、モニター付き面接室を利用し、課長代理等が助言等を行うことで、職員の保護者対応のスキルを向上させる取り組みが行われている。経験年数が浅い職員が多い職場の中で、具体的な場面において複数の人による助言は有効的といえ、今後も継続的に実施していただきたい。

・しかし、保護者支援の自己評価では、子どもに対する支援と比較すると総じて低い。児童福祉司、児童心理司ともに適切な支援の実施には改善の余地があると自覚しているとすれば更によりよい支援が期待できる。

・在宅支援における児童福祉司指導にあたっては具体的内容を子どもや保護者に対して明示、説明するとともに、児童相談所自身も行う支援を明示して約束するものであることを理解したい。保護者に対して行政処分（法27条1項2号）をかける際に、行政処分をかける意味合いについての理解を十分に深めるよう、所内研修等による改善に期待したい。

・児童相談所の支援は、保護者へのアドボケイトの観点からも、どのようなことを目的として、どの程度の頻度・期間で、どのようなことを行い、どうなったら見直しをするのかなど、当事者の事情に応じて具体的な計画を立てることが望まれる。

○参考 評点の補足

【児童福祉司指導の決定通知書の記載の具体化】[No.45]

・在宅の支援・指導の内容は組織決定によって実施されているが、2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されていないため、支援・指導の内容が客観的・明確でない点は改善が望まれる。虐待事例だから2号指導ということではなく、なぜ2号指導を行うのかということは事例毎に異なるものである。当事者が自分に何が求められているのか、わかるような具体的な記載、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示した内容の確認も計画的に進められるとよい。

【親子関係の再構築及び家庭復帰以外の再構築】[No.46]

・家庭復帰に関しては、全事例のスクリーニングを行っていることは高く評価できる（再掲）。また、必ずしも家庭復帰だけが再統合ではなく、親子関係の継続のための交流などの再統合の観点も意識して取り組まれることも大切な支援である。

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携**○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築**

評価項目 [No.47] 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか

S

○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

評価項目 [No.48] 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか

A

評価項目 [No.49] 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか

A

○都道府県児童福祉審議会との連携

評価項目 [No.50] 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか

A

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携 講評

【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/ 都道府県児童福祉審議会との連携】

◆総評

・足立区及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。足立区との連携には区との協議や分室の設置によって、効率的かつ的確に行われている。

・管轄自治体ごとに、それぞれの特殊性に配慮した対応・工夫をより一層されることに期待する。市町村と意向が異なるときにはより丁寧な説明を心がけ、職員交流や、支援の並走ケースの設定、事例検討会などの積み重ねなどにより相互理解を深められることに期待する。

・児童福祉審議会は、各職員に外部職への意見聴取の必要性や、支援の有効性の理解が浸透している。事例提出者でなくとも、ケーススタディとしてオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加している点は評価できる。児童福祉審議会は専門的見地から助言等を受けられるよい機会にもなるため、引き続き積極的な活用を継続してほしい。

○参考 評点の補足

【区との相互理解を前提とする関係改善】[No.47]

・足立区との連携については、分室の設置をはじめ前記のとおりよい取組が行われており、結果として子ども・保護者に対するよい支援につながっている。区の人事異動等でよい連携が途絶えることのないことを期待したい。

【医療機関との連携構築】[No.47]

・東京女子医科大学附属足立医療センターが令和4年に移転開設した。地域の中核的な医療機関として児童虐待対応の連携では重要な関係機関或いは医療ネットワークの基幹として期待できる。現在の年1回程度の同院医師との意見交換に留まることなく、より積極的に働きかけて関係構築に努めることを望みたい。

【地域とのブロック協議会による家庭復帰ケースの連携協議】[No.47][No.48]

・足立区内を3ブロックに分け、それぞれに、児童養護施設、区、こ家センなどが入って家庭復帰するケースの際の連携について協議するための会議を持っている。ケアニーズの高い子どもへの対応について、児相と施設がどう連携するか具体的な協議が行われている。

・家庭復帰のケースや入所のケース、施設に入った子が夏休み・冬休み、外泊するなどの情報を共有して、早期対応に向けた情報把握に努めている。こうした子どもの家庭復帰の前に、区・関係機関が、地域の子ども、家庭について協議できる場を共有することが望ましい。

【客観的な専門家の意見や助言を得るための児童福祉審議会の積極的活用に向けた体制整備】[No.50]

・児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の援助決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである。足立児童相談所ではこの趣旨を踏まえ、事例提出にかかる関係職員だけでなく他の職員も積極的な傍聴を行っている点は評価できる。

外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	昨年度に所管区域が1区になったが、職員の法定定数を大幅に下回る人員体制が続く中、所長をはじめ経営層と職員が相談、協力を行い、丁寧な支援方針の協議を重ねて業務にあたっている。良質なチームワークが厳しい職務を支えていることが窺える。足立区子ども家庭相談課分室の設置によって、職員間で緊密な連携が行われていることは特筆すべき取り組みである。	今後、更に執務環境の改善があれば、より質の高い対人援助活動が期待できる組織である。在宅ワークなど働き方改革のほかタブレットの活用、公用車の増車などの業務遂行に関する環境等の整備も不可欠である。
II	子どもが状況を把握し意見表明しやすいツールの活用、支援方針策定時の子どもの意向の再確認など、子どもの権利や最善の理解に対する意識が非常に高い。児童福祉司と児童心理司、他の職種を含めて所内の連携がうまく機能している。	子どもの最善の利益を最優先に対応にあたっていることは、援助方針会議、ブロック会議等での意見、質疑などから窺えた。特に経験2年以下の職員が児童福祉司で約6割、児童心理司でも約3割を占める現状では、「子ども自身がどう感じているか、どのような意見か」という視点をOJTの中でもより意識して取り組まれることを望みたい。
III	所管区域は1区であるが、相談件数、一時保護件数などは都児相の中でも非常に高い数値で推移している。緊急対応、きょうだい児に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。特に支援の停滞を招かないための在宅ケースの進行管理の徹底は高く評価できるものであり、先行児相として他児相への発信を期待する。	児童相談所によって組織編成は異なることは理解できるが、一時保護が予定される場合には一時保護時から地区担当が対応にあたり、児童相談所の介入機能と支援機能の分離等の機能（児童虐待防止法11条第7項参照）が図られていない点は、再考の必要がある。
IV	昨年度から乳児院（4回／年）と児童養護施設（2回／年）に措置中の全事例についてスクリーニングを行っている。定期的な再アセスメントによる検討で早期の家庭復帰の実現、新たな方針策定が行われていることは高く評価できる。	施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね若干低い傾向にある。恐らく人員不足の影響による可能性があると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関するスクリーニングは前述のとおり評価できる取り組みである。	児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分を行う意識が必要である。子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。
VI	区及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。特に足立区とは分室の設置によって効率的かつ的確に行われている。	児童福祉審議会については、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに積極的な活用を継続してほしい。

【児童相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	所長をはじめ経営層についても少ない人員の中で若手職員が多い職場を支えていることが窺える。移転新築にあたって、児相設備のファイル庫、一時保護所への執務室内の階段設置などの工夫も随所に見られる。また、足立区への働きかけなども努力の経過を感じ、実現に対する取り組みは高く評価できる。	法的及び医療にかかる専門的対応の観点から、非常勤弁護士、医師などが個別事例の相談だけでなく援助方針会議へ参加をすることにより児童相談所のアセスメントや支援の幅が広がって行くと思われる。
II	子どもが状況を把握し意見表明をしやすいツールの活用、支援方針策定時の子どもの意向の再確認など、子どもの権利や最善の理解に対する意識が非常に高い。児童福祉司と児童心理司、他の職種を含めて所内の連携がうまく機能している。（再掲）	経営層と職員が子どもの権利擁護と最善の利益を最優先に対応にあたっていることは、援助方針会議、ブロック会議等での意見、質疑などから窺えた。特に経験2年以下の職員が児童福祉司で約6割、児童心理司でも約3割を占める現状では、「子ども自身がどう感じているか、どのような意見か」という視点をより意識して取り組まれることを望みたい。
III	所管区域は1区であるが、相談件数、一時保護件数などは都児相の中でも非常に高い数値で推移している。緊急対応、きょうだい児に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。 特に支援の停滞を招かないための在宅ケースの進行管理の徹底は高く評価できるものであり、先行児相として他児相への発信を期待する。（再掲）	児童相談所によって組織編成は異なることは理解できるが、一時保護が予定される場合には一時保護時から地区担当が対応にあたっており、児童相談所の介入機能と支援機能の分離等の機能（児童虐待防止法11条第7項参照）が図られていない点は、再考の必要がある。（再掲）
IV	昨年度から乳児院（4回／年）と児童養護施設（2回／年）に措置中の全事例についてスクリーニングを行っている。定期的な再アセスメントによる検討で早期の家庭復帰の実現、新たな方針策定が行われていることは高く評価できる。	施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね若干低い傾向にある。恐らく人員不足の影響による可能性があると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。（再掲）
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関するスクリーニングは前述のとおり評価できる取り組みである。（再掲）	東京女子医科大学附属足立医療センターは医療ネットワークの基幹として期待できる。今後は積極的に働きかけて関係構築に努めることを望みたい。 児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分を行う意識が必要である。子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。（再掲）
VI	区及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。特に足立区とは分室の設置によって効率的かつ的確に行われている。（再掲）	児童福祉審議会については、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに積極的な活用を継続してほしい。（再掲）

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	移転新築にあたって、児相設備のファイル庫、一時保護所への執務室内の階段設置などの工夫も随所に見られる。また、足立区への働きかけなども努力の経過を感じ、実現に対する取り組みは高く評価できる。都として現場の努力の支持があったからこそだろう。	児童福祉司、児童心理司は欠員状況が続いており、特に経験2年以下の職員が児童福祉司で約6割、児童心理司でも約3割を占める（R6.4現在）。S Vを担う職員を含めた適正配置と専門性の維持向上等、人材育成に大きな課題がある。
II	援助方針会議においても、子どもの意向を中心に議論が行われており評価できる。子どもの気持ちを重視した方針決定を導いていることが組織的に浸透している点は評価できる。都として、援助方針会議提出票に「保護者及び児童の意向」欄を設けたことは、確認すべき点の視覚化になり、特に子どもの意見表明権の保障からも有意義である。	経営層と職員が子どもの権利擁護と最善の利益を最優先に対応にあたっていることは、援助方針会議、ブロック会議等での意見、質疑などから窺えた。特に経験の浅い職員に対して「子ども自身がどう感じているか、どのような意見か」という視点をより意識して取り組まれることを望みたい。職員研修等でも繰り返し取り組まれるとよい。
III	自己評価項目の「子どもの権利擁護と最善の利益の優先」は、経営層、児童福祉司、児童心理司は全体的に高いことは、児童相談所としての意識の高さによるものと言えるが、会議提出票の修正の取組も好影響を与えたと思う。	児童相談所によって組織編成は異なることは理解できるが、一時保護が予定される場合には一時保護時から地区担当が対応にあたっており、児童相談所の介入機能と支援機能の分離等の機能（児童虐待防止法11条第7項参照）が図られていない点は、再考の必要がある。（再掲）
IV	昨年度から乳児院（4回／年）と児童養護施設（2回／年）に措置中の全事例についてスクリーニングを行っている。定期的な再アセスメントによる検討で早期の家庭復帰の実現、新たな方針策定が行われていることは高く評価できる。他児相への発信も期待したい。	児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての早急な取り組みを進めてほしい。里親委託についても、都として里親登録が増加するよう、子どもの年齢に応じた里親登録に関する説明会を実施するなど積極的な広報等を含めて工夫が必要である。
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関するスクリーニングは前述のとおり評価できる取り組みである。（再掲）	東京女子医科大学附属足立医療センターは医療ネットワークの基幹として期待できる。今後は積極的に働きかけて関係構築に努めることを望みたい。 児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分を行う意識が必要である。子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。（再掲）
VI	区及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。特に足立区とは分室の設置によって効率的かつ的確に行われている。（再掲）	児童福祉審議会については、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに積極的な活用を継続してほしい。（再掲）